

太田市ひとり暮らし高齢者電話加入権貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の日常生活の便宜を図るため、ひとり暮らし高齢者に電話加入権を貸与する事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業は、ひとり暮らし高齢者に電話加入権を貸与し、固定電話の設置工事及び撤去工事に要する費用を負担するものとする。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者（以下「利用者」という。）は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記載されている65歳以上の者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、医療法（昭和23年法律第205号）等に規定する施設等に入院又は入所していない者
- (3) 現に電話加入権を保有していない者で、かつ、携帯電話その他これに類する通信手段を有していない者

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者は、太田市ひとり暮らし高齢者電話加入権貸与申請書（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定する。

- 2 市長は、利用の可否を決定したときは、太田市ひとり暮らし高齢者電話加入権貸与決定（非該当）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 市長は、固定電話の設置工事及び撤去工事に要する費用を負担するものとする。

- 2 次に掲げる費用は、利用者が負担するものとする。

- (1) 基本料金（消費税額等含む。）
- (2) 通話料金

(3) 利用者の都合による住所変更に伴い移設する場合の撤去及び再設置に要する費用

3 市長は、利用者の死亡その他やむを得ない理由により前項の規定による費用の負担が困難であると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該費用を負担することができる。

(電話加入権利用の廃止)

第7条 市長は、利用者が第3条各号のいずれかに該当しなくなったときは、電話加入権の利用を廃止させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、貸与した電話加入権を譲渡し、又は転売をしようとしたときは、電話加入権の利用を廃止させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。